

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>出納局管理課新潟分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課長岡分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課上越分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課佐渡分室</u> (略)</p> <p>(2) 地域機関関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>出納局会計検査課新潟分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課長岡分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課上越分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課佐渡分室</u> (略)</p> <p>(2) 地域機関関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>水産海洋研究所佐渡</u> <u>佐渡市多田262番地9</u></p> <p><u>水産技術センター多田駐在所</u></p>